議員案第３１号

新たな市民まつりについて庁内の横断的な検討体制を構築し、多角的に検討を求める決議

上記の決議を次のとおり提出する。

令和８年１０月１日提出

小金井市議会議員

清　水　　学

小　林　正　樹

河　野　麻　美

沖　浦　あつし

新たな市民まつりについて庁内の横断的な検討体制を構築し、多角的に検討を求める決議

令和５年１０月の第５１回開催を最後に中断した状態の小金井なかよし市民まつり（以下「市民まつり」という。）について、市は令和６年第１回定例会で「令和６年度は休止し、市民と市が協働でつくる新しい交流の場として、まつりの在り方を検討する。」と表明した。

しかし、令和７年度の実施に向けた検討は遅れ、市議会から対応の遅さが指摘された。市長は令和７年度の市民まつり開催に向けて「必ず実施する方向」と答弁したにもかかわらず、自ら設定した期限の令和６年１０月においてもなお具体像が示されなかった。そのため市議会は、令和６年第３回定例会で「新たな市民まつりの再構築に向け丁寧な対応を求める決議」を賛成２１、反対１で可決、市民まつりの在り方を検討する会議体の設置などを求めた。

しかしその後、市は、令和７年度の開催も見送り、「令和１０年度の開催を目標に、市民協働支援センター再検討委員会において、市民協働支援センター機能を整理した後に連動する形で新しい市民まつりの在り方の検討に着手する。」と突如表明した。しかし、令和７年度の予算審査において、市民まつり再開に向けたプロセスや市民協働支援センターに事務局機能を担わせることについて不明瞭な答弁が続いた。さらに、令和７年９月になっても市民協働支援センター再検討委員会運営支援委託事業者募集や公募委員募集を行っていないことが明らかとなった。また、開催回数及び委員構成が予算説明時や募集直前の答弁から何の報告もなく変更されたことが発覚し、市議会は令和７年第３回定例会で「新たな市民まつりの再構築に向けた計画的な対応と体制整備を求める決議」を賛成１７、反対１、退席５で可決し、令和８年第３回定例会までに市の方針にある「持続可能な体制の構築」の具体的内容を示すよう求めた。

令和８年第３回定例会における一般質問及び９月１１日の総務企画委員会で行われた行政報告では、「市民協働支援センター機能を整理した後に連動した形で新しい市民まつりの在り方の検討に着手する。」という令和７年当初に表明した内容と異なり、実際は、市民協働支援センター機能の見直しの一環として、新しい市民まつりの在り方を整理していることが明らかとなり、一昨年、昨年に議会が決議で求めた適切な会議体の設置及び「持続可能な体制の構築」の具体的内容については何ら検討した形跡がなかった。

市は、従来規模の市民まつりの開催は難しいとしながら、「参加団体を絞ることは考えていない。」と従前と同じ主旨を維持しながら新しい交流の場を構築すると強調している。それならば、昨年の決議のとおり庁内の横断的な体制で在り方を検討することが必要であり、現在のコミュニティ文化課及び市民協働支援センター再検討委員会に全てを任せている状況は、市として妥当な判断であったのか疑問である。特定の団体に過度な負担をかけないよう実現可能で持続可能なイベント開催を目指すと言いながら、その体制整備どころか本来の目的から外れているのではないかと疑念を抱かざ

るを得ない。３年間に及ぶこの迷走ぶりは、市民まつりの再開を心待ちにしている市民に対し、不誠実であると言わざるを得ない。

よって、小金井市議会は、白井市長に対し、以下の事項を求めるものである。

１　市民協働支援センター再検討委員会の提言書のみをもって新たな市民まつりの在り方を確定させず、庁内の横断的な検討体制を構築すること。

２　新たな市民まつりの実施主体や内容は、商工振興を始めとする本来の目的を踏まえ、これまでの議会の決議を重く受け止め、市が責任を持って取りまとめ、市民及び議会に説明をすること。

３　市民協働支援センター委託仕様書等について、議会に十分な事前説明を尽くすこと。

以上、決議する。

令和８年　月　　日

小 金 井 市 議 会

議員案第３２号

今後の方針を示さず一方的に新庁舎・（仮称）新福祉会館建設を先送りした白井市長に対し、説明責任を果たすことを求める決議

上記の決議を次のとおり提出する。

令和８年１０月５日提出

小金井市議会議員

清　水　　学

小　林　正　樹

河　野　麻　美

沖　浦　あつし

今後の方針を示さず一方的に新庁舎・（仮称）新福祉会館建設を先送りした白井市長に対し、説明責任を果たすことを求める決議

白井市長は、市長選挙時、新庁舎・（仮称）新福祉会館建設について「財政的課題をクリアした上で、早期建設に向けて動く」を公約の一つとして当選し、新庁舎・（仮称）新福祉会館建設事業（以下「本事業」という。）が進まないことが市政停滞のボトルネックであるとして市政の最重要課題と位置付けてきた。

本年度の施政方針においても「市場動向を注視しながら、現設計での３回目の入札に向けて調整を進め、早期建設を目指してまいります。」としておきながら、半年後の９月１日には、議会への事前の説明の機会を設けることなく、一方的に市長報告という形で現方針を断念する重大な判断を示した。理由として、資材価格等の高騰により想定事業費が２４０億円に達することを挙げているが、その判断の妥当性を示すための具体的な基準や数値は示されなかった。さらに、本事業を先送りした場合の具体的な影響や今後の方針も示されなかったことから、責任ある説明を求める旨の指摘が相次いだ。

資材価格等の高騰は、市長就任時に当然認識していたはずであるが、任期中に多角的な試算や財政的な目標を設定してこなかったことが明らかとなり経営努力が不十分であったと言わざるを得ない。

一方、本庁舎は、１１年前の耐震診断で、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている水準であるＩｓ値０．９が一部未達であった。現在も給水配管の不具合が多発しているにもかかわらず、修繕や安全対策の方針も示されていない。この状態のまま、現方針の断念を決定することは、市民や職員の安全を確保するという市長の責務を果たしているとは言い難い。

よって、小金井市議会は、白井市長に対し、以下の事項について、市長任期中に特別委員会を始め、あらゆる機会を捉え対応するよう求めるものである。

１　市財政における、本事業の上限額について具体的に示すこと。

２　本事業を先送りした場合に生じる義務的費用、竣工までの建設単価及び人件費のシミュレーションを示すこと。

３　本事業を先送りした場合に影響が出る計画や事業を示すこと。

４　本事業を先送りした場合、本庁舎の安全確保、維持管理の具体策、耐震及び老朽化対策の道筋を明らかにすること。

５　市民へ真摯に説明を尽くすこと。

以上、決議する。

令和８年　月　　日

小金井市議会

議員案第３３号

公約及び施政方針と反する市政運営について、白井市長の市長としての資質と責任を問う決議

上記の決議を次のとおり提出する。

令和８年１０月５日提出

小金井市議会議員

清　水　　学

河　野　麻　美

村上　ようすけ

藤　川　賢　治

水　上　洋　志

渡　辺　大　三

公約及び施政方針と反する市政運営について、白井市長の市長としての資質と責任を問う決議

白井市長は、選挙の際、新庁舎・（仮称）新福祉会館建設について、「財政的課題をクリアした上で、早期建設に向けて動く」と公約に掲げ当選し、施政方針においても、現設計での３回目の入札に向けて調整を進め、早期建設を目指すとしていた。しかし、市長任期最後の定例会において、突然、現設計を断念する旨の市長報告を行った。その一方で、推進か断念かの判断根拠となる財政的な指標や今後の方針等は十分に示されず、説明責任が果たされていないことから、議会からは市長の経営能力についての厳しい指摘が相次いだ。

また、白井市長は都に事業化の中止及び見直しを要望すると公約していた都市計画道路３・４・１１号線について、市の独自検証の結果、整備の必要性は否めないとする旨の市長報告を行った。この報告において、環境の専門家の見解に関する引用を本人に無断で行ったことが明らかとなり、市長報告を撤回するという前代未聞の事態となった。

さらに、白井市長は４年前の公約において、市立保育園の廃園撤回を掲げたことについても、最終的には自ら設置を求めた市立保育園の在り方検討委員会からの答申を経て、２園廃園の方向性を確定した。

加えて、就任直後の定例会において、西岡前市長の専決処分による小金井市立保育園条例の一部を改正する条例を廃止する条例を提案したが、議会に否決され現在に至ったと説明している。しかし、初めから可決する見込みのない議案を上程し、可決する努力もなく議決におよび、その結果責任を議会に押しつけ、それをもって公約を半分実現したとする言動は、市民及び議会の不信を強める結果を招いている。

これらは、いずれも当初の公約や市長自身が議会に示してきた方針から大きく方向転換する結果となったものである。

これまでも議会は、白井市長に対して政策形成における十分な検討及び課題の分析、事業構築の甘さ、提案姿勢について再三にわたり指摘し、その改善を求めてきた。それにもかかわらず同様の問題が繰り返されることは、市長の言葉の軽さの露呈であり、市民の信頼を失わせ、政治家が公約や方針を掲げること自体の重みを損なうものである。市政は市民からの信頼なくして成り立つものではない。

小金井市議会は、政策に対する立場の違いを超えて白井市長と議論を重ねてきたが、この４年間の市政運営を看過することは出来ない。

よって、小金井市議会は、市長としての資質と責任を改めて厳しく問うものである。

以上、決議する。

令和８年　月　　日

小 金 井 市 議 会